

経済産業省

20190327貿局第1号
輸出注意事項2019第12号
経済産業省貿易経済協力局

「水銀に関する水俣条約の締約国について」（平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年4月16日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「水銀に関する水俣条約の締約国について」の一部改正について

「水銀に関する水俣条約の締約国について」（平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成31年4月23日から施行する。ただし、改正規定中マーシャル諸島に係る規定は、平成31年4月29日から施行する。

「水銀に関する水俣条約の締約国について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「水銀に関する水俣条約の締約国について」（平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号）

改 正 後	現 行
<p>特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成29年7月24日付け20170703貿局第1号・輸出注意事項29第13号）において規定する水銀に関する水俣条約の締約国は、下記のとおりとなります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、マルタ、<u>マーシャル諸島</u>、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、<u>セントルシア</u>、サモア、サントメ・プリンシペ、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、アラブ首長国連邦、英國、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア</p>	<p>特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成29年7月24日付け20170703貿局第1号・輸出注意事項29第13号）において規定する水銀に関する水俣条約の締約国は、下記のとおりとなります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、サモア、サントメ・プリンシペ、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、アラブ首長国連邦、英國、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア</p>